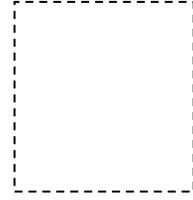


案

業務委託契約書



- 1 委託業務の名称 千葉県一時保護所学習支援業務委託
- 2 履行期間 契約締結日から令和8年3月31日まで
- 3 業務委託料金 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円)
- 4 契約保証金 千葉県財務規則(昭和39年千葉県規則第13号の2)
第99条の規定による。

上記の委託業務について、委託者 千葉県 (以下「甲」という。) と受託者 (以下「乙」という。) とは、別添の条項によって委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

委託者(甲) 住所 千葉市中央区市場町1番1号
氏名 千葉県
千葉県知事 熊谷 俊人

受託者(乙) 住所

氏名

(総 則)

- 第1条 乙は、別添要求水準書（以下、「要求水準書」という。）に基づき、日本国の法令を遵守し、頭書の業務委託料（以下「業務委託料」という。）をもって頭書の履行期間内において善良に業務を実施しなければならない。
- 2 前項の要求水準書に明記されていない事項については、甲と乙とが協議してこれを定める。

(業務責任者)

- 第2条 乙は、業務の実施に当たり、業務責任者（当該業務に関し、主として指揮・監督を行う者をいう。以下同じ。）を定め、甲に書面で通知しなければならない。また、業務責任者に変更があったときは、速やかに甲に書面で通知しなければならない。

(契約の保証)

- 第3条 乙は、本契約の締結に当たり、契約金額の10分の1以上の契約保証金を甲に納付しなければならない。ただし、甲が千葉県財務規則（昭和39年千葉県規則第13号の2）第99条第2項各号のいずれかに該当すると認めた場合は、契約保証金の納付を免除することができる。
- 2 前項の契約保証金は、国債証券、地方債証券、その他確実と認められる担保の提供をもってこれに代えることができる。その場合、国債証券及び地方債証券はその額面金額により、その他のものは額面金額の10分の8以内（確実と認められる金融機関が振り出した小切手にあつては、小切手金額）をもって換算するものとする。
- 3 第1項の契約保証金は、乙が本契約に定める義務を履行しないときは、甲に帰属するものとする。
- 4 甲は、乙が本契約に定める義務を履行したときは、乙の請求により遅滞なく契約保証金を乙に還付するものとする。
- 5 契約保証金を還付するときは、利息を付さないものとする。
- 6 業務委託料の変更があつた場合には、保証の額が変更後の業務委託料の10分の1に達するまで、甲は、保証の額の増額を請求することができ、乙は、保証の額の減額を請求することができる。

(権利義務の譲渡等)

- 第4条 乙は、本契約によって生ずる権利又は義務の全部若しくは一部を、あらかじめ書面により甲の承諾を得た場合を除き、第三者に譲渡し、又は承継してはならない。ただし、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあつては、この限りでない。

(再委託等の禁止)

- 第5条 乙は、委託業務の全部又は一部を他に委託し、又は請負わせてはならない。ただし、書面により甲の承諾を得たときはこの限りでない。

(委託業務の調査等)

- 第6条 甲は、必要と認めるときは乙に対して委託業務の履行状況につき、随時に調査し、又は報告を求めることができる。この場合、乙は、その調査を拒み、若しくは妨げ、又は報告を怠つてはならない。

(委託業務内容の変更等)

- 第7条 甲は、必要がある場合には委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において業務委託料又は履行期限を変更する必要があるときは、甲と乙とが協議して書面によりこれを定める。

- 2 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、甲はその損害を賠償しなければならない。賠償額は甲と乙とが協議してこれを定める。

(臨機の措置)

- 第8条 乙は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、乙は、あらかじめ甲の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。
- 2 前項の場合においては、乙は、そのとった措置の内容を甲に直ちに通知しなければならない。
 - 3 甲は、災害防止その他特に必要があると認めるときは、乙に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
 - 4 乙が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、乙が業務委託料の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、甲が負担する。

(損害のために必要を生じた経費の負担)

- 第9条 委託業務の履行に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために必要を生じた経費は乙が負担するものとする。ただし、その損害が甲の責めに帰する事由による場合において、その損害のために必要を生じた経費は甲が負担するものとし、その額は甲と乙とが協議して定める。

(業務改善の命令)

- 第10条 乙が要求水準書に反して業務を実施した場合、甲は、その業務の改善を命ずることができる。この場合における費用は乙の負担とする。
- 2 乙は、前項の規定により甲から業務の改善を命ぜられたときは、誠実にこれを実施しなければならない。

(委託業務に従事する者に対する措置要求)

- 第11条 甲は、委託業務に従事する者が委託業務の実施につき著しく不相当であると認められるときは、乙に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

(業務の報告及び検査)

- 第12条 乙は、委託業務を完了したときは遅延なく別紙様式業務完了報告書を甲に提出しなければならない。
- 2 甲は前項の規定による業務完了報告書を受領したときは、その日から10日以内に完了した委託業務が本契約の内容に適合するものであるかどうか検査を行わなければならない。
 - 3 乙は、第2項の規定による検査の結果不合格となり、甲より補正を命ぜられたときは遅滞なく当該補正を行い甲に補正完了の届を提出して再検査を受けなければならない。この場合再検査の期日については前項の規定を準用する。

(業務委託料の支払い)

- 第13条 乙は、前条の規定による検査に合格したときは、甲に対して当該期間に係る業務委託料の支払いを請求するものとする。
- 2 甲は前項の規定により適法な支払請求があったときは、その日から30日以内に業務委託料を支払わなければならない。

- 3 甲の責めに帰すべき事由により、前項の業務委託料の支払いが遅れた場合においては、乙は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、本契約の締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律256号）第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率で計算した額（100円未満の端数があるとき又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。）の遅延利息の支払いを甲に請求することができる。

（催告による解除）

第14条 乙が本契約の期間内に履行をしないとき、甲は相当の期間を定めて履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、甲は、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がその契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（催告によらない解除）

第15条 次の各号のいずれかに該当するときは、甲は、乙に対する催告をすることなく、この契約を解除することができる。

- (1) 債務の全部の履行が不能であるとき。
 - (2) 乙が債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (3) 債務の一部の履行が不能である場合又は乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみで本契約の目的を達成できないとき。
 - (4) 債務の全部の履行をする見込みがないことが明らかであるとき。
 - (5) 債務の一部しか履行する見込みがないことが明らかであり、かつ、一部の債務の履行では契約の目的を達することができないとき。
 - (6) 検査に際し、方法を問わず乙が甲の職務執行を妨げたとき。
 - (7) 乙の行為に詐欺その他不正の行為があるとき。
 - (8) 乙が甲に重大な損害を与えたとき。
 - (9) 乙から本契約の解除の申し入れがあったとき。
 - (10) 本契約の履行に当たり、法令の規定による必要な許可又は認可等を失ったとき。
 - (11) その他乙が本契約に違反したとき。
- 2 債務の不履行が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲は、前条及び前項の規定による契約の解除をすることができない。

（乙の解除権）

第16条 甲が本契約に違反し、その違反により契約を履行することが不可能となったときは、乙は本契約を解除することができる。

- 2 前項の規定により本契約が解除された場合において、これにより乙が損害を受けたときは、その損害は甲が負担する。

（違約金）

第17条 第19条及び第20条第1項の規定により本契約が解除されたときは、乙は、業務委託料の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期限までに支払わなければならない。ただし、乙の責めに帰すべき事由がないときは、この限りでない。

- 2 第1項の場合において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって第1項の違約金に充当することができる。
- 3 甲は、実際に生じた損害額が第1項の規定による違約金の金額を超える場合には、その超える金額について、別途、乙に損害賠償の請求をすることができる。

4 乙は、本契約により、甲に支払うべき債務が生じた場合において、その債務額を甲の指定する期限内に納付しないときは、指定期限日の翌日から納付の日までの日数に応じ債務額に対して、この契約の締結時点における千葉県財務規則（昭和 39 年千葉県規則第 13 号の 2）第 120 条第 1 項に規定する違約金の率で計算した額（100 円未満の端数があるとき又は 100 円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる）を延滞金として併せて甲に納付しなければならない。

（秘密の保持等）

第 18 条 乙は、本契約の履行において知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

また、その職を退いた後も同様とする。

2 乙は、本契約の履行過程において得られた記録等を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、甲の承諾を得たときは、この限りでない。

（個人情報の保護）

第 19 条 乙は、本契約による事務を履行するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

（データの保護）

第 20 条 乙は、この契約による事務を処理するためのデータの取扱いについては、別記「データ保護及び管理に関する特記要求水準書」を守らなければならない。

（談合等及び暴力団排除に係る契約解除と損害賠償に関する特約条項）

第 21 条 乙に談合その他不正行為等があったときは、別紙 3 「談合等及び暴力団等排除に係る契約解除と損害賠償に関する特約条項」によるものとする。

（補 則）

第 22 条 この契約に定めのない事項又はこの契約について疑義が生じた事項については、必要に応じて甲と乙とが協議して定める。